

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

令和4年11月17日答申分

令和4年11月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200024 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200016 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の D 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 58 年 12 月 9 日から昭和 59 年 3 月 10 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 8 月 9 日から昭和 60 年 9 月 1 日まで

各事業所で勤務した時期ははっきり記憶していないが、昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 60 年 9 月 1 日までの期間について、E 市にあった A 事業所、B 事業所、C 事業所、D 事業所（当時は、F 郡 G 町）に勤務したが、各事業所に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間について

請求者は、年金記録訂正請求書において、請求期間①は A 事業所、請求期間②は B 事業所、請求期間③は C 事業所及び請求期間④は D 事業所に勤務していた旨を記載している一方で、「各事業所で勤務した時期は定かでないが、昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 60 年 9 月 1 日までの期間において勤務していた。」旨を主張していることから、当該各事業所について、昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 60 年 9 月 1 日までの期間（以下「請求期間」という。）の調査を行った。

2 A事業所について

請求者は、「請求期間のうち3か月間、E市にあったA事業所において、Hを販売する営業として勤務していた。」旨を主張しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本の調査において、請求者が主張する「E市」を所在地とし、「Hの小売販売に関する事業」を目的とする「A事業所」が昭和59年4月5日に設立され、平成8年6月1日に解散していることが確認できたが、商業登記簿謄本に記載されている役員については所在を確認することができず、請求者は同事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、請求者のA事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

3 B事業所について

請求者は、「請求期間のうち3か月間、E市I町の生命保険ビルにあったB事業所のE営業所において、Jを販売する営業として勤務していた。」旨を主張しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、「E市」を所在地とする「B事業所」は確認できず、請求者の主張するE市I町にあった生命保険ビルを所在地とする「K事業所」及び「L事業所」が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できた。

しかしながら、「K事業所」及び「L事業所」に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票等を確認したが、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、請求期間において、「K事業所」及び「L事業所」で厚生年金保険被保険者記録のある者に照会を行ったが、回答のあった者の中に請求者を記憶している者はおらず、当該回答のあった者のうち、L事業所の管理職であった者は、「E市I町の生命保険ビルにMを取り扱っていたN地方の総括拠点であったK事業所（同社は商号変更によりL事業所となった。）が入居しており、同じビルに複数の販売代理店も入居していたが、同社と販売代理店は別会社であり、Jを個別に販売する営業職は販売代理店が個人と委託契約をしていたので厚生年金保険には加入していなかった。」旨を回答している。

さらに、「E市」を所在地とする「B事業所」については、商業登記簿謄本の調査においても確認できず、請求者は「B事業所」の同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、請求者の「B事業所」、「K事業所」及び「L事業所」における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

4 C事業所について

請求者は、「請求期間のうち4か月間、E市の市電のO駅付近にあったC事業所

のE営業所において、Pを販売する営業として勤務していた。」旨を主張しているところ、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できた。

しかしながら、C事業所に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票等を確認したが、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、C事業所は、「請求期間にE市Q町に当社の支店又は営業所があったが、当時の資料が無く、当時の事情を知る者は退職しており、請求者の在籍等については不明であるが、当社は設立から現在まで、営業職の者は現地で採用し、完全歩合の委託契約をしているため、厚生年金保険には加入させていない。」旨を回答している。

さらに、請求期間において、C事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行ったが、回答のあった者の中に請求者を記憶している者はおらず、請求者は同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、請求者のC事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

5 D事業所について

請求者は、「請求期間のうち13か月間、現在のE市R区G町にあったD事業所において、S操作及びSをTで運搬する作業員として勤務していた。」旨を主張しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより、「D事業所」は見当たらないが、請求者の主張するE市R区G町を所在地とする「U事業所」が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できた。

しかしながら、U事業所に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票等を確認したが、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、U事業所は、「当時の勤務及び在籍に係る資料は保管しておらず、当時の事情を記憶する者もないため、請求者の在籍については不明であるが、当社が保管する昭和58年から昭和60年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書において、請求者の氏名はないことから、請求者を厚生年金保険に加入させていない。」旨を回答している。

さらに、請求期間において、「U事業所」の厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行ったが、回答のあった者の中に請求者を記憶している者はおらず、加えて、「E市R区G町」を所在地とする「D事業所」については、商業登記簿謄本の調査においても確認できず、請求者は「D事業所」における同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

その上、請求者の「D事業所」及び「U事業所」における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

6 結語

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200043 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200017 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から平成 4 年 4 月 1 日まで

私は、A 事業所において、平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月までの 12 か月間は厚生年金保険に加入していたはずだが、平成 3 年 6 月 1 日で被保険者資格が喪失となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 事業所に勤務していたとして、在職中に書いたとする書面及び平成 4 年 1 月 21 日に A 事業所前で同僚と一緒に撮影したとする写真を提出していること、B 社は、「請求者は、請求期間において C 職として A 事業所に勤務していた。」旨の回答をしていること、並びに A 事業所において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、回答があった 2 名のうち、平成 4 年 8 月まで勤務していた 1 名は「請求者は C 職として平成 4 年 3 月 31 日まで勤務していた。」旨を、平成 3 年 12 月まで勤務していた 1 名は、「自身が退職する時点で請求者は勤務していた。」旨を回答していることから、請求者が請求期間において C 職として A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、平成 3 年 6 月 1 日を厚生年金保険の資格喪失日とする記録が同年 6 月 4 日に処理され、当該処理時に健康保険被保険者証が添付されていたことが記録されている上、請求者の雇用保険の被保険者記録によると、離職年月日は平成 3 年 5 月 31 日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日と符号していることから、何らかの事情により資格喪失の届出が行われたことがうかがえるが、B 社は、「請求期間当時の資料は保管していない。」とし、請求者は、「給与は現金を手渡しで支給されており、明細書のようなものはなかった。提出した資料以外に資料は保管していない。」としているため、その事情は明らかではなく、人事記録、勤務形態、

勤務実態、報酬額、退職日等、請求期間における請求者と事業主との使用関係に関する事情も明らかではない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記の事情に加え、上記同僚2名は、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明としており、ほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと判断することはできない。

さらに、これまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、事業主が、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が資格喪失日を誤って平成3年6月1日と記録したとは考え難く、当該資格喪失日の記録が平成3年6月4日に処理されていることによれば、社会保険事務所は請求期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたと判断することはできない。

以上により、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200045 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200018 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私が、A 社からグループ会社である B 社に異動した際に空白期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間に係る被保険者要件及び給与からの保険料控除について

雇用保険の被保険者記録及び企業年金連合会から提出された C 厚生年金基金の中脱記録照会（回答）によると、請求者は、平成元年 3 月 31 日に A 社を退職し、同年 4 月 1 日から B 社に勤務したことが確認できる。

また、A 社から提出された社員カード及び同社の回答によると、同社と B 社はグループ会社であり、請求者は、平成元年 4 月 1 日に A 社から B 社に異動し、請求期間を含むその前後の期間において、1 日の空白期間もなく当該グループ会社に継続して勤務していたと認められる。

これらの事情及び請求期間において雇用形態等に変更がなかったことからすると、請求期間に係る平成元年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていなかったという特別な事情は見当たらず、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認するのが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る平成元年2月の厚生年金保険の記録及び中脱記録照会（回答）における請求期間の報酬給与から、14万2,000円とすることが妥当である。

2 請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明である旨を回答しているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成元年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200044 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200019 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 41 年 6 月 20 日、喪失年月日を昭和 42 年 1 月 1 日に訂正し、昭和 41 年 6 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。

ただし、昭和 41 年 6 月 20 日から昭和 42 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 15 年生
住所：

2 被保険者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 13 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 41 年 6 月 20 日から昭和 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私の夫は、請求期間①は、B 事業所から A 事業所へ派遣され C 部署の常勤職員として、請求期間②は、B 事業所 D 部で勤務していたが、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について

A 事業所から提出された訂正請求記録の対象者の採用・退職に係る辞令（以下「人事記録」という。）によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間において、A 事業所に常勤職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったものと認められる。

また、上記人事記録によると、A事業所において、請求期間①は4万5,000円の標準報酬月額に相当する給与が事業主により訂正請求記録の対象者へ支払われていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A事業所は当時の資料が残っていないため、請求期間①に係る保険料を控除したかは分からないと回答している上、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、事業主による訂正請求記録の対象者の請求期間①に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出について、A事業所は、「異動辞令は確認できたが、社会保険の資格取得及び喪失の写しが現存しておらず、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の加入状況及び当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨を回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録を確認したが、請求期間①において訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない上、事業主により、訂正請求記録の対象者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができない。

以上のことから、請求期間①については、訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年6月20日、喪失年月日を昭和42年1月1日、当該期間の標準報酬月額を上記人事記録により確認できる俸給額から4万5,000円とし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について

B事業所から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事記録（甲）によると、訂正請求記録の対象者は、昭和40年4月から昭和44年3月までEに在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所から提出された訂正請求記録の対象者に係る人事記録（乙）には、昭和44年4月以降の勤務記録は記載されているものの、請求期間②

に係る勤務記録は記載されていない上、同事業所の事務担当者は、「常勤職員はF共済組合に加入し、非常勤職員は厚生年金保険に加入する取扱いであるが、請求期間②当時の資料が残っていないため、訂正請求記録の対象者の勤務状況等は分からない。」旨を陳述しており、当該期間における訂正請求記録の対象者の雇用形態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無は確認できない。

また、B事業所D部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録を確認したが、請求期間②において訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②において訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったこと、及び訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない上、事業主により、訂正請求記録の対象者の当該期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200047 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200020 号

第1 結論

請求者の請求期間①についてはA社、請求期間②については同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 18 日から平成 4 年 2 月 21 日まで
② 平成 4 年 2 月 21 日から平成 5 年 4 月 6 日まで

私は、請求期間①はA社に、請求期間②は同社B支店に勤務し、厚生年金基金に加入していたはずである。入社時の募集要項の福利厚生欄に「企業年金制度」と記載されているので、調査の上、厚生年金基金の加入員であった期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社及び同社B支店に勤務していた請求期間①及び②において、厚生年金基金の加入員であったはずであると主張している。

しかしながら、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿の種別欄には、第1種被保険者（一般男子）を示す「1」に丸印が付されている上、オンライン記録においても、同社及び同社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格の種別は、それぞれ第1種と記録されており、請求者が厚生年金基金の加入員であったことは確認できない。

また、請求期間当時の厚生年金保険法において、基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該基金の加入員とすると規定されているところ、オンライン記録並びにA社及び同社B支店に係る事業所別被保険者名簿を見ても、同社が厚生年金基金の設立事業所であったことを確認することができない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、破産手続を終結していることから、商業登記簿謄本により確認できる同社の取締役であった者に照会したところ、複数の者が「厚生年金基金には加入していなかった。」と回答しており、そのうちの1名は、「A社の企業年金制度とは、適格退職年金のことで、退職金の制度なので、請求者が退職する際に既に支払われているはずである。当該制度は、会

社が自己破産した時に精算済みである。」旨を陳述している。

加えて、請求者が名前を挙げた者を含むA社及び同社B支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答のあった者のうち3名が「厚生年金基金には加入していなかった。」と回答している上、ほかの2名から提出された平成元年12月分及び平成9年7月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を検証したところ、いずれも厚生年金保険料のみ控除され、厚生年金基金掛金が含まれていないことが確認でき、ほかに厚生年金基金掛金の項目は見当たらない。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金基金掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者が当該期間に係る給与明細書を保管しているはずであるとしている請求者の元妻も、請求者の当該期間に係る給与明細書を保管していないとしており、ほかに請求者の当該期間に係る厚生年金基金掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②において請求者が厚生年金基金の加入員であったこと、及び請求者が厚生年金基金の加入員として当該期間に係る厚生年金基金掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。